

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
 名古屋市食品国民健康保険組合
 名古屋市中区栄四丁目 14番 21号
 愛旅連ビル 4階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

第一四三回組合会

令和八年度予算など可決

子ども・子育て

支援納付金



第一四三回組合会は、三月九日（月）午後三時三十分から名古屋ガーデンプレス（名古屋市中区錦三丁目）で開催されました。

組合会は、三浦邦雄副理事長の開会の辞に始まり、舟橋左門理事長及び来賓の白橋秀明市健康福祉局生活衛生部長の挨拶がありました。その後、太田富久議長の下で、議事録署名者として東地区関山和重議員と守山地区石原完治議員が指名されました。組合会の議事は、粛々と進められ、上程された令和八年度の組合事業計画及び予算など五つの議案は、慎重審議の上、原案通り可決承認されました。

議案審議の後、久野雄一副理事長の閉会の辞をもって組合会は滞りなく終了いたしました。

第一号議案 令和八年度事業計画並びに予算編成方針

当組合の年間平均被保険者数は、一万五二三〇人となりました。事業内容については、医療費適正化対策として、①レセプト点検、②医療費通知の毎月実施、③後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進のためのお知らせの送付、④受診指導等を行います。また、保険事業として、特定健診・保健指導、人間ドック、生活習慣病検診を実施するとともに、健康家庭の表彰等を例年通り行います。

令和八年度医療費の伸びについては、対前年度二・六％の伸びと見込み、被保険者一人当たり医療費を二三万三〇〇〇円と見込みました。歳入は、国庫補助率の

低い特定被保険者（補助率三二％が一三％と減少します。）の増加で補助金が削減しています。

一方、歳出においては、

①高額な新薬や医療の高度化による高額医療費の増加等医療費の増高、②前期高齢者の占める割合の低下による前期高齢者納付金の増加、③後期高齢者支援金・介護納付金の一人当たり負担額の増による大幅な増額があります。また、④子ども・子育て支援納付金九千四百万余円を十八歳以上の被保険者が負担することとなりました。

第二号議案 令和八年度当組合予算

令和八年度の予算総額は、五七億六四八三万七千円です。

各款別の予算額は、別表「令和八年度名古屋食品国民健康保険組合予算」のとおりです。

第三号議案 当組合規約の一部を改正する規約

同規約第十六条（保険料の賦課額）の規定を改正するものです。

別掲（1）「名古屋市食品国民健康保険組合規約（昭和三十四年四月一

日施行）の一部改正」とおりです。

第四号議案 準備金その他重要な財産の処分について

一 保険給付費等の支払資金に充てるため、「給付費等支払準備金」の一部二億円と、「特別積立金」の一部一億円を処分する。

二 「財政調整積立準備金」に組み替えるため、「国庫支出金等償還積立準備金」の全部二億五千万円と、「業務電算化積立準備金」の全部一億円を処分する。

第五号議案 令和八年度当組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

これは、「当組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（平成二十三年三月二十三日制定）」に基づいて、令和八年度の実践計画として策定されたものです。

別掲（2）「令和八年度名古屋食品国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画」とおりです。

別表

令和8年度名古屋市食品国民健康保険組合予算

(歳入)

(歳出)

款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,930,938	2,844,553	86,385	1 組合会費	1,050	1,050	0
2 使用料及び手数料	1	1	0	2 総務費	324,265	283,481	40,784
3 国庫支出金	2,223,463	2,430,836	△207,373	3 保険給付費	2,918,489	2,926,263	△7,774
4 前期高齢者交付金	1	1	0	4 後期高齢者支援金等	1,085,146	1,186,369	△101,223
5 出産育児交付金	3,197	1,206	1,991	5 前期高齢者納付金等	550,575	555,911	△5,336
6 県費支出金	1	1	0	6 介護納付金	513,804	610,374	△96,570
7 市費支出金	7,000	7,000	0	7 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
8 共同事業交付金	97,526	88,090	9,436	8 子ども・子育て支援納付金	94,738		94,738
9 財産収入	502	202	300	9 共同事業拠出金等	130,218	114,112	16,106
10 寄付金	1	1	0	10 保健事業費	74,580	73,440	1,140
11 繰入金	300,002	300,003	△1	11 積立金	4	1,003	△999
12 繰越金	200,000	150,000	50,000	12 諸支出金	16,001	16,001	0
13 諸収入	2,205	3,685	△1,480	13 予備費	55,965	57,573	△1,608
歳入合計	5,764,837	5,825,579	△60,742	歳出合計	5,764,837	5,825,579	△60,742

別掲(1) 名古屋市食品国民健康保険組合規約(昭和34年4月1日施行)の一部改正

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。</p> <p>一 甲組合員(事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。)については、1人1か月につき、次のイ、<u>ロ及びニ</u>に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、1人1か月につき、<u>イからニまでに掲げる額の合算額とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満の者」という。)</u>である場合には、<u>イ及びロに掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるために算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)</u> 500円</p> <p>二 乙組合員(従業員である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。)については、1人1か月につき、次のイ、<u>ロ及びニ</u>に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、<u>イからニまでに掲げる額の合算額とし、18歳未満の者である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額とする。</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。</p> <p>一 甲組合員(事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。)については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、1人1か月につき、<u>イ、ロ及びハ</u>に掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 乙組合員(従業員である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。)については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、<u>イ、ロ及びハ</u>に掲げる額の合算額とする。</p>

イ 基礎賦課額	12,000円	イ 基礎賦課額	12,000円
ロ 後期高齢者支援金等賦課額	3,000円	ロ 後期高齢者支援金等賦課額	3,000円
ハ 介護納付金賦課額	3,500円	ハ 介護納付金賦課額	3,500円
ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額	500円	(新設)	
三 (略)		三 (略)	
四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イからニまでに掲げる額の合算額とし、18歳未満の者である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額とする。		四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。	
イ 基礎賦課額	6,700円	イ 基礎賦課額	6,700円
ロ 後期高齢者支援金等賦課額	3,000円	ロ 後期高齢者支援金等賦課額	3,000円
ハ 介護納付金賦課額	3,500円	ハ 介護納付金賦課額	3,500円
ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額	500円	(新設)	

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の第16条の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度以前の保険料については、なお従前の例による。

別掲(2)

令和8年度名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画(令和八年三月九日第百四十三回組合会承認)

名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針「4項(1)」の規定に基づき、令和八年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守のための法令、規則集等の整備

(1) 役員が遵守すべき法令、規則集を用意し、役員が容易に閲覧できるようにする。

(2) 法令、規則などに基づいた適正な業務が推進できるよう小冊子(マニュアル)を作成し、役員及び業態組合事務担当者に配布する。

2 法令遵守のための指導・研修等

不祥事故を未然に防止するため、役員を対象に指導を兼ねた研修を実施する。

3 法令遵守のための管理事故防止の観点から、人事

ローテーションを実施するとともに、財務会計事務については複数職員により執行する。

4 法令遵守関連情報の報告

(1) 組合員又は被保険者からの苦情等を役員が把握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
(2) 法令遵守担当理事は、把握した法令遵守関連情報とその対応方針を理事会に報告し承認を得る。

5 不祥事故への対応

(1) 役員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
(2) 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。

(3) 理事長は、法令等に
従い監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行う。



子ども・子育て世帯を応援！

子ども・子育て世帯を応援！

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育兒期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「陣发型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠していること数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上以上の育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

子ども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。子ども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は4月です。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料は、名食国保では400円となります。

※ 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい！ 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならず、支援金を拠出したとき、子育て施策の拡充に充てるもので、子ども子育て世帯を社会全体で支える制度です。

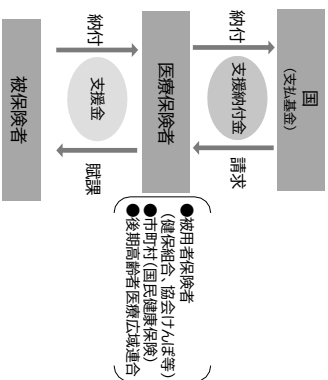
Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次の異なることも、子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

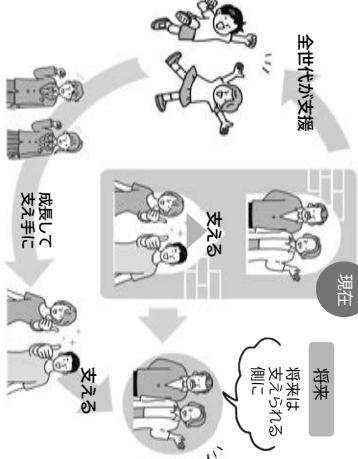
A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

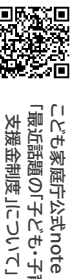


Q 支援金により負担が増えるの？

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保障料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

子ども・子育て支援金制度について

子ども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」



お問い合わせ窓口 子ども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)

公益社団法人
名古屋市食品衛生協会

令和8年度事業計画

〈事業方針〉

- 当協会は、各区食品衛生協会等と連携を密にし、食品衛生法の趣旨に則り、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、食品の品質向上を図るため、食品関係事業者、消費者の食品衛生管理や知識向上などのための諸事業を行います。
- 〈重点方針〉
- 1 ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキス等の食中毒の予防対策に努めます。
 - 2 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理等、自主管理の推進・定着に努めます。
 - 3 食品衛生責任者講習会等の推進に努めます。
 - 4 食品営業賠償共済、「あんしんフード君」等の普及に努めます。
 - 5 事業の活性化と当協会の趣旨、事業等の周知、会員の確保に努めます。

収支予算書

(単位：円)

	予算額	備考
(1) 経常収益		
基本財産運用益	20,000	
受取会費	2,800,000	正会員、賛助会員等
事業収益	33,500,000	講習会、共済
補助金	11,106,000	名古屋市、日本食品衛生協会
委託金	12,100,000	責任者講習会、自主管理講習会等
負担金	1,000	
寄付金	1,000	
経常収益計	59,528,000	
(2) 経常費用		
管理費	2,793,500	法人の運営
事業費	62,948,500	講習会、普及啓発、指導・助言等
経常費用計	65,742,000	

〈主な事業〉

- 1 食品衛生月間やノロウイルス食中毒予防強化期間等に各区食品衛生協会等と連携して、食品衛生キャンペーン、消費者懇談会等、食品衛生の普及啓発活動を行います。
- 2 食品衛生責任者養成・実務講習会（集合形式・※eラーニング形式）を開催します。
- 3 食品衛生指導員が、日本食品衛生協会の重点指導目標を踏まえて、簡易検査、リーフレット等を活用した自主衛生管理の指導・助言等、巡回指導を実施します。
- 4 食品衛生向上の模範となる施設、従事者及び食品衛生の向上に功績のあった個人、団体を顕彰します。
- 5 名古屋市が発令する食中毒警報、ノロウイルス食中毒注意報・警報を連絡網等により伝達するほか、名古屋食品界、ホームページ、リーフレット等による食品衛生の情報提供に努めます。
- 6 食中毒予防、食品衛生法の改正等についての講習会を開催し、自主衛生管理推進、食品衛生の知識向上を図ります。
- 7 食中毒等が発生した場合の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済、「あんしんフード君」等、日本食品衛生協会の共済制度の普及に努めます。
- 8 会員の加入促進、事業の活性化に努めます。

※eラーニング形式の講習会とは

パソコン・タブレット・スマートフォンを使用し、オンラインで講義動画を視聴することで、必要な知識を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整っていれば、受講者は講習会場に集まることなく、職場や自宅などで計画的に受講することができます。

厚生労働省認可共済

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

さらなる補償が拡大!!

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

オールインワンで安心補償!

生産物賠償リスク	+	施設リスク	+	漏水リスク	+	受託物リスク	+	携帯品リスク
●食中毒 ●異物混入等		●従業員の過失 ●施設の欠陥等		●店舗内の漏水で階下の施設を汚損		●お預かり品にかかわる損害		●店舗内で食事中に盗難

納得の掛金でワンランク上の総合食品賠償共済誕生! 「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!! 「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

春の人事異動 (名古屋市保健所・保健センター)

名古屋市では4月1日付けで、定期人事異動が行われ、健康福祉局長に前健康福祉局担当局長（地域共生社会推進担当）の田嶋仁美氏が就任されました。

食品衛生課では、課長補佐（獣医務担当）に前食肉衛生検査所の所長補佐（監視指導・検査管理担当）の篠田ダビデ氏が就任されました。

田嶋 局長

平成5年名古屋市に奉職。平成17年住宅都市局付主査（財団法人名古屋市都市センター派遣）に昇任。平成25年健康福祉局障害福祉部主幹に昇任。令和3年中川区保健福祉センター福祉部長に昇任。令和6年健康福祉局担当局長（地域共生社会推進担当）に昇任。今年4月に健康福祉局長に就任。

篠田 課長補佐（獣医務担当）

平成20年名古屋市に奉職。東保健所生活環境課、健康福祉局健康部食品衛生課を経て、平成29年北保健所生活環境課主査に昇任。中村保健センター保健管理課主査、健康福祉局健康部食品衛生課主査、健康福祉局動物愛護センター管理指導係長、健康福祉局食肉衛生検査所指導管理係長、同所長補佐（監視指導・検査管理担当）を経て、今年4月に課長補佐（獣医務担当）に就任。

令和8年度職員配置表

令和8年4月1日現在

健康福祉局長 生活衛生部長 動物愛護管理・検査業務管理担当課長 課長補佐(食の安全対策) 課長補佐(営業許可届出)	田白尾今橋	寫橋関西本	仁秀慎崇	美明太郎平学	保健所長 食品衛生課長 課長補佐(食品衛生) 課長補佐(獣医務)	小山石篠	嶋村井田	雅直善ダビデ	代紀久	
保健センター	所長	保健管理課長又は健康安全課長	担当課長(健康安全)		課長補佐(企画管理)		課長補佐(食品衛生・動物愛護等担当)又は課長補佐(食品衛生・動物愛護担当)			
千種	葛島清隆	小遠林勝哉	中畑幸美	原赤村鈴木荒松柴永谷	久優理一恭康勝阿優美	敦介人郎光晴博俊美	鈴木野山吉筒濱渡長谷	木本本本井口辺川	勇太沙恭尚淳恵和	人朗伽平生也佳子德枝 ^{※1}
東北	加賀前村片安早夏柏	乃理子幸由里子幹宣	森川健正	川村泰介	川能橋田木田越	子剛法吾貴肇代	志西吉川首平篠神	西吉川口代野原田	朝史敏隆重光	矢子絵宏史理司
西中	村山福川田木	小由里子幹宣	久保田太郎	黒傳高富鈴中細	智良昇博道	子剛法吾貴肇代	志西吉川首平篠神	西吉川口代野原田	朝史敏隆重光	矢子絵宏史理司
中昭瑞穂熱田	安早夏柏	小由里子幹宣	久保田太郎	黒傳高富鈴中細	智良昇博道	子剛法吾貴肇代	志西吉川首平篠神	西吉川口代野原田	朝史敏隆重光	矢子絵宏史理司
中川港南守山緑名東天白	細石五野田長伊	野川島呂邊部藤	久保田太郎	黒傳高富鈴中細	智良昇博道	子剛法吾貴肇代	志西吉川首平篠神	西吉川口代野原田	朝史敏隆重光	矢子絵宏史理司

※1 課長補佐（大規模施設に係るHACCP監視等）



なごや「よい食」
インフォメーション

友だち募集中!

友だち登録方法

LINEの「友だち追加」から
二次元コードを読み取るか
ID検索してください。



ID: @265iroef

なごや「よい食」
インフォメーション
(LINE公式アカウント)
友だち募集中!

名古屋では、食の安全・安心に関する情報を、食品衛生課公式LINE（通称・なごや「よい食」インフォメーション）で市民のみなさまにお届けしています。

食中毒予防や、食の安全・安心に関する情報など、事業者の方にも役立つ情報を発信しておりますので、ぜひ友だち登録をお願いします！
(名古屋市保健所食品衛生課)

令和8年度 名古屋市食品衛生監視指導計画

「令和8年度 名古屋市食品衛生監視指導計画」(以下「監視指導計画」という)は、食品衛生法等に基づき、監視指導等の事業を重点的、効率的かつ効果的に実施するために、食品衛生法第24条第1項に基づき策定するものです。

また、名古屋市食の安全・安心条例に基づく「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画」(以下「行動計画」という)の目標達成に向けた「単年度の計画」としても位置付けられ、令和8年度は、「行動計画2028」の3年目となります。

本市では、「行動計画2028」に定める成果指標の達成に向けて、HACCPに沿った衛生管理の定着や消費者が自らの判断で食品を選択するための情報を容易に入手できるように、受け手に合った情報を発信するなど、情報発信を拡充し、食の情報リアフリーを広く推進していく必要があります。

令和7年には、全国的にノロウイルスによる食中毒が多発し、本市をはじめとする複数自治体においても原材料に使用された大根おろしを原因食品とする大規模なノロウイルス食中毒

が発生しました。ノロウイルスは感染力が非常に強い上、原因の多くが調理従事者からの二次汚染とされており、調理従事者の体調管理や手洗いの徹底等、基本的な衛生管理が非常に重要になります。

こうした状況を踏まえ、名古屋市では、「令和8年度名古屋市食品衛生監視指導計画」を定めました。概略は次のとおりです。詳細については「名古屋市公式ウェブサイト(食の安全・安心をめざして)」をご覧ください。

- 1 監視指導計画の実施体制・関係機関との連携
名古屋市では、食品衛生課、16区保健センター、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所が、それぞれ役割のもと、互いに連携し、監視指導計画に基づき各種事業を実施します。
- 2 令和8年度の重点事項
(1) HACCPに沿った衛生管理の定着の推進
(2) 食の安全に関する情報発信の強化(食の情報リアフリーの推進)
(3) アジア・アジアパラ競技大会における食品衛生対策

3 監視指導及び食品等の検査の実施
食品等の製造、加工から流通、調理、販売に至るまで、各段階の食品関連施設に対し、食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が法令遵守の徹底等について指導を行います。

(1) 食中毒防止対策
生又は加熱不十分な食肉による食中毒防止対策やノロウイルス食中毒防止対策など

(2) 適正な表示等の推進による危害防止対策
市内食品関連事業者に対する監視指導や食物アレルギー表示の改正に関する周知など

(3) 食品等の自主回収(リコール) 情報報告制度
自主回収を行う事業者に対して、必要な指導又は助言の実施

(4) 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度
ポジティブリスト制度について、施設への監視等により関係事業者に対し、必要な周知・指導の実施

(5) 輸出品への対応
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(輸出促進法)に基づき、輸出適合施設の認定や輸出証明書の発行の実施

(6) 食品関連施設に対する

4 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進
(1) 食品衛生責任者講習会
(2) 食の安全に関する講習会
(3) 食品衛生団体等への支援
(4) 食品衛生自主管理認定制度

る監視指導
・夏季や年末の食品衛生対策など各種対策事業による重点的な監視指導の実施など
(7) 食品等の検査
過去の違反発見状況や食品の特性等を踏まえた計画的な収去検査等の実施など

5 食の安全に関する情報発信及びリस्कコミュニケーション事業
(1) 食の安全に関する情報発信
・名古屋市公式ウェブサイトによる情報発信
・「なごやよい食」インフォメーション(LINE配信)
・X(旧:Twitter)(なすこ@食品安全・安心学習センター)
・名古屋市公式YouTubeまるはっちゅぐ
(2) リスクコミュニケーション事業
・名古屋市食の安全・安心推進会議
・食の安全・安心フォーラム等の意見交換会
・一日食品衛生監視員

市公式ウェブサイトで公表!
なごやHACCP自主管理宣言施設を
募集しています!



お店にマークを貼って、衛生管理への取組みをアピールしませんか?



自主管理認定制度について

HACCPに沿った衛生管理で 安全な鶏肉料理を提供しましょう!!

カンピロバクター食中毒が名古屋市で多発しています。過去5年間に市内で発生した食中毒82件中25件と、3割を占め、食中毒の原因で第1位でした。また、カンピロバクター食中毒25件中22件で、「加熱用」と表示された鶏肉が鶏刺しや鶏レバ刺し、鶏肉のしもふり、鶏肉のたたきなど、生又は加熱不十分な鶏肉料理で提供されていました。

カンピロバクターは主に鶏や牛、豚などの腸管内に存在する細菌です。特に鶏肉や鶏の内臓はカンピロバクターが高率で検出され、少ない菌数でも発症します。「新鮮だから生で食べても大丈夫」、「表面を加熱すれば大丈夫」は間違いです。衛生管理計画を作成、見直す際は、以下のポイントを参考に安全な鶏肉料理を提供するための調理方法を考えましょう。

名古屋市では、年間を通じて食品等事業者への監視指導及び消費者への啓発を行うとともに、5月を監視強化月間として、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店等に対する監視指導を重点的に行います。

◇令和7年に市内で発生したカンピロバクター食中毒

発生年月	原因施設	主な提供メニュー	原材料の鶏肉
R7	4月 飲食店	焼鳥、鶏のたたき	加熱用
	8月 飲食店	焼鳥、鶏レバ刺し	加熱用

カンピロバクター食中毒防止の主なポイント

ポイント①：加熱

鶏肉等は中心部まで十分に加熱（75℃1分以上）

ポイント②：二次汚染防止

鶏肉等の食肉に触れた手や包丁、まな板などは十分に洗浄・消毒

※焼肉店等の客が自ら調理する飲食店では、生肉専用トングなどを用意し、利用客に対して、器具の使い分けや、食肉の十分な加熱について注意喚起しましょう。

詳しくは …

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/eisei/1014927/1014928/1014929/1014945.html>



令和8年経済センサス・活動調査が実施されます。この調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施します。調査対象は、全国すべての事業所・企業です。調査方法は、5月頃に調査員が4月に郵送された調査書類に未回答の事業所や新たに把握した事業所等を訪問し、調査書類（青封筒）を配布します。また、支店等を有する事業所には、本店宛てに調査書類（黄封筒）を郵送しますので、支店等の分も含めてご回答ください。



令和8年経済センサス・活動調査
実施のお知らせ
— 名古屋市からのお願い —

調査結果は、大切な資料として、わたしたちの暮らしや身近な地域、そして日本のこれからのために役立てられます。皆様の調査へのご理解、ご回答をよろしくお願いいたします。

調査に関するお問合せは、名古屋市役所総務局統計課
 TEL 972-2253
 FAX 972-4114
 または各区役所総務課まで